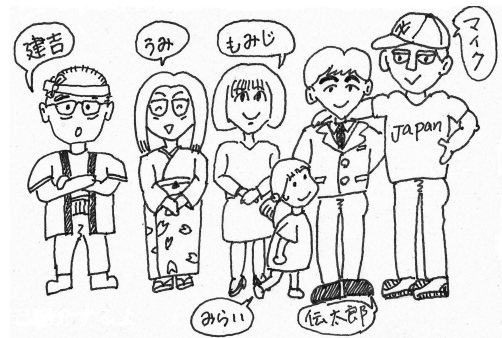


令和6年5月1日号

島野伝太郎一家の

まちなみ通信 No.60

～ 令和4年度修理事業 ② ～



建吉：4月も宮島を訪れる人が増え、記録更新の勢いじゃのう。

うみ：すっかり暖かくて、もう暑いくらいじゃねえ。

建吉：ほうじゃのう。黄砂も飛んできとるが暑うなってきたのう。



修理前

うみ：そうそうさっき、買い物に行ってきたけど、店前のお宅、外観修理が終わってましたよ。

建吉：ほうじゃ。見違えるようになってるのう。今回の修理の特徴じゃが、玄関扉が変わとるじゃろう。あれは、「^{おおど}大戸」言うて、普段の出入りは小さいくぐり戸を使うて、少し大きいもの出し入れやお客さんは開き戸を開けて使うんじゃ。



^{おおど}大戸

もみじ：そういえば、どこかで見たことあると思ってたんよ。宮島歴史民俗資料の入り口がそうなのね。

建吉：元来はのう、半間よりも幅が広い戸と言う意味で

大戸と呼ぶんじゃろうが、特に町家の正面や農家の土間の出入り口に用いる大きな戸のことじゃ。



大戸 裏面

もみじ：たしかに、資料館の大戸は、幅がとっても広いわね。2倍くらいありそうよね。

建吉：ひとことで大戸ゆうても、開き方は色々あつての、引き戸もありやあ、開き戸も

ありやあ、跳ね上げるやら、擦り上げるようなんもあるんじゃ。たいがい、日頃の住まい手の出入りのためにやあ、大戸のなかに小さいくぐり戸を付けるのが基本なんじゃ。

もみじ：へえーそんなに色々なものがあるんだあ。

資料館の大戸は、開き戸に小さい引き戸が付いてるタイプだったわね。引き戸に引き戸が付くタイプだと、取り付けが難しそうよね。



大戸 鍵

建吉：その通りじゃ。引き戸に引き戸タイプは、引きしろがいるけえ一間口が広うないと付かんわ。引きしろがのうても、跳ね上げ式なら取りつくがのう。

もみじ：大戸って何軒くらい残ってるのかしらね。

建吉：今も表に残とるんと玄関先の内側に残とるんも合わせると5箇所はあるかのう。くぐり戸の落とし錠の工夫もおもしろいでえ。

もみじ：また今度、資料館に行って、裏面の鍵の仕組みも見せてもらおうっと。



修理後

シロアリ駆除に対する補助制度があります

シロアリは土の中を移動して、床下から建物に侵入し、土台や柱等木材を食べ建物に被害を与えます。春から夏の時期は、シロアリの一部が新しい巣を作るため羽アリとなって飛び立つことからシロアリの発生を確認しやすい時期となります。伝統的建造物の保存同意をいただいている所有者を対象に、シロアリ駆除のための経費補助があります。(補助率 9/10 以内 上限 100 万円)

この補助を受けるには、いくつかの条件があります。駆除を計画されている方、シロアリの発生が心配な方は、宮島企画調整課までご相談ください。

連絡先：宮島企画調整課 (0829) 30-9119

秋頃から令和 8 年度の保存事業を募集する予定です

今年も秋頃、再来年度に補助金の交付を受け、建物を修理される方を募集する予定です。

詳しいことは、時期が近づいてからのご案内となりますが、補助金の活用を検討される場合は、工事の内容等について申請ができるよう早めの準備をお願いします。近年申請が増加傾向です。補助金の交付については、審議会で優先順位を定めるため、応募者が多数の場合、順位によっては令和 9 年度以降になる場合があります。

詳しくは、宮島企画調整課歴史まちなみ保存活用係までご相談ください。

対象物件：令和 8 年度に工事を行うもので伝建の基準に適合する建物

・伝統的建造物（修理基準）

補助率 9/10 以内（上限 1,000 万円）

建物の資料や痕跡に基づき外観の伝統的な特性を維持、復原するもの

・一般の建造物（修景基準）

補助率 8/10 以内（上限 600 万円）

新築、増築等外観の修景基準により周囲の伝統的建造物に準じるもの

対象区域：重要伝統的建造物保存地区内

連絡先：宮島企画調整課 (0829) 30-9119

外観を変更する場合は

申請が必要です

宮島は、文化財保護法の「特別史跡及び特別名勝」「重要伝統的建造物群保存地区」による規制があり、建物の工事や工作物の設置など、建物の外観に変化が生じる工事を行う際には全て申請が必要です。

宮島が文化財の町として、多くの観光客が訪れる世界的な観光地として守ってきた誇りある町並みをこれからも維持していくためには、皆様のご協力が欠かせません。工事を行うための申請について、設計された後で相談いただく場合には設計変更が必要となる場合もあります。そのため、工事を行う時には、計画段階のできるだけ早い時期に市へご相談ください。

相談先

宮島企画調整課 (0829) 30-9119

教育部文化財課 (0829) 30-9205

宮島の古い写真を集めています

宮島で撮影された古い写真や絵葉書等を集めています。

これは町並みを再現する時の参考にし、昔の暮らしを知るための手掛かりとして必要なものです。



昭和、大正、明治期など古い写真をお持ちの方はぜひご協力をお願いします。お預かりした写真は写しをとり、お返しします。また、プライバシーに関わるものは「取り扱い注意」として別保管させていただきます。特に、撮影された場所や時代がわかるものであればとても助かります。ご協力いただける方は、宮島企画調整課または etto 宮島交流館までご連絡ください。もし、写真にまつわるお話もあれば一緒にお教えください。ご協力いただけますようお願いいたします。

まちなみ通信 No.60 (令和 6 年 5 月 1 日) 発行

廿日市市経営企画部宮島企画調整課歴史まちなみ保存活用係

TEL (0829) 30-9119 FAX (0829) 32-1059